- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名 称	今回 届出	ŀ	既届出	ļ	算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))	
1の2	ウイルス疾患指導料			年	月		1, 4	
1の6	外来栄養食事指導料(注2)			年	月		1の2	
1თ7	遠隔モニタリング加算(ペースメーカー指導管理料)			年	月		1の3	
3	喘息治療管理料			年	月		3	
4	糖尿病合併症管理料			年	月		別添2の2	
4の2	がん性疼痛緩和指導管理料			年	月		別添2の2	
4の 3	がん患者指導管理料			年	月		5の3	
4の4	外来緩和ケア管理料			年	月		5の4	
4の 5	移植後患者指導管理料			年	月		5の5	
4の 6	糖尿病透析予防指導管理料			年	月		5 0 6, 5 0 8	
4თ7	小児運動器疾患指導管理料			年	月		別添2の2	
4 の 8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料			年	月		別添2の2	
4の9	婦人科特定疾患治療管理料			年	月		5の10	
4の10	腎代替療法指導管理料			年	月		別添2の2	
5	小児科外来診療料			年	月		別添2の2	
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1			年	月		7	
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2			年	月		7	
6 ග 3	地域連携夜間・休日診療料			年	月		7თ2	
6 の 4	院内トリアージ実施料			年	月		7თ3	
6 の 5	救急搬送看護体制加算			年	月		7თ3	
6の7	外来放射線照射診療料			年	月		7の6	
6 ග 8	地域包括診療料 1			年	月		7თ7	
6 ග 8	地域包括診療料 2			年	月		7თ7	
6თ8თ3	小児かかりつけ診療料			年	月		7თ8	
7	ニコチン依存症管理料			年	月		8, 4	
7თ2	療養・就労両立支援指導料			年	月		8თ3	
8	開放型病院共同指導料			年	月		9, 10	
9	在宅療養支援診療所			年	月		11, 11の3, 11の4, 11の5	
11	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)			年	月		13	
11の2	がん治療連携計画策定料			年	月		13の2, 13の3	
11の2	がん治療連携指導料			年	月		13の2	
11თ3თ3	<u>外来</u> 排尿自立指導料			年	月		13の4	
11თ3თ4	ハイリスク妊産婦連携指導料			年	月		別添2の2	
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料			年	月		13の6	
12	薬剤管理指導料			年	月		14, 4	
12の1の2	地域連携診療計画加算			年	月		12, 12の2	
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			口 年 月			14の2	
12の2	医療機器安全管理料 1		口 年 月				15	
12の2	医療機器安全管理料 2		口 年 月				15	
12の2	医療機器安全管理料(歯科)			年	月		15	
12の3	精神科退院時共同指導料			年	月		16	

施設基準通知	名称	今回 届出	Į	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))		
	総合医療管理加算(歯科疾患管理料)			年	月		17		
13	歯科治療時医療管理料			年	月		17		
13の2	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所			年	月		17の2		
14	在宅療養支援歯科診療所 1			年	月		18		
14	在宅療養支援歯科診療所 2			年	月		18		
14の2	在宅療養支援病院			年	月		11の2, 11の3, 11の4, 11の5		
14の3	在宅総合医療管理加算(歯科疾患在宅療養管理料)			年	月		17		
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料			年	月		17		
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料			年	月		19		
16	在宅がん医療総合診療料			年	月		20		
16の2	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・ 指導料の注 2			年	月		20の2の2		
16の2	訪問看護・指導体制充実加算			年	月		2003		
16თ3	在宅療養後方支援病院			年	月		20の4, 20の5		
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料			年	月		20の7		
16の5	在宅血液透析指導管理料			年	月		20の2		
16の6	遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料)			年	月		20の3の2		
16の7	遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 料)			年	月		別添2の2		
16の8	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料			年	月		20の9		
16の9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料			年	月		20の10, 52		
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料			年	月		20の11		
16の11	持続血糖測定器加算			年	月		24の5		
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算			年	月		21		
17の1の2	歯科訪問診療料の注13に規定する基準			年	月		21の3の2		
17の2	在宅歯科医療推進加算			年	月		21の4		
18の1の2	遺伝学的検査			年	月		23		
18の1の3	骨髄微小残存病変量測定			年	月		23の2		
18の1の4	BRCA1/2遺伝子検査			年	月		23の3		
18の1の5	がんゲノムプロファイリング検査			年	月		23の4		
18の1の6	角膜ジストロフィー遺伝子検査			年	月		23 <i>0</i> 5		
18の1の7	先天性代謝異常症検査			年	月		23 0 6		
18の1の9	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査)			年	月		5 <i>0</i> 5		
18თ2	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)			年	月		22の2		
18の2の3	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出			年	月		22の3		
19	検体検査管理加算 (I)			年	月		22		
19の2	検体検査管理加算(Ⅱ)			年	月		22		
20	検体検査管理加算(Ⅲ)			年	月		22		
20の2	検体検査管理加算(Ⅳ)			年	月		22		
20の3	国際標準検査管理加算			年	月		22		
21	遺伝カウンセリング加算			年	月		23		
21の2	遺伝性腫瘍カウンセリング加算			年	月		23の4		
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算			年	月		24		
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト			年	月		24の6		
22の4	胎児心エコー法			年	月		24 の 3, 52		
22の5	ヘッドアップティルト試験			年	月		24の7		
23	人工膵臓検査			年	月	24004, 4			
23の2	皮下連続式グルコース測定			年	月		24の5		

		今回	F	无届出		算定	 様式(別添 2		
施設基 準通知	名称	届出	D	ル畑山		しない	(又は別添2の2))		
24	長期継続頭蓋内脳波検査			年	月		25		
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査1			年	月		25 の 2, 52		
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図			年	月		26		
25の2	単維筋電図			年	月		27 の 4, 52		
25の3	光トポグラフィー			年	月		26 の 2, 52		
26	脳磁図			年	月		27		
26თ1თ2	安全精度管理下で行うもの(終夜睡眠ポリグラフィー)			年	月		27の2の2, 52		
26თ1თ3	脳波検査判断料 1			年	月		27の2		
26の1の4	遠隔脳波診断			年	月		27 の 3		
26の2	神経学的検査			年	月		28		
27	補聴器適合検査			年	月		29		
27の2	黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図			年	月		290 3		
27თ3	ロービジョン検査判断料			年	月		29の2		
28	コンタクトレンズ検査料			年	月		30		
29	小児食物アレルギー負荷検査			年	月		31		
29の2	内服・点滴誘発試験			年	月		31の2		
29の3	センチネルリンパ節生検 (片側)			年	月		31 0 3, 52		
29の4	CT透視下気管支鏡検査加算			年	月		38		
29の4の2	経気管支凍結生検法			年	月		38 0 4		
29の5	有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査			年	月		38の1の2		
29თ6	精密触覚機能検査			年	月		38の1の3		
29თ7	睡眠時歯科筋電図検査			年	月		38の1の4		
30	画像診断管理加算 1			年	月		32		
30	画像診断管理加算2			年	月		32		
30	画像診断管理加算3			年	月		32		
31	歯科画像診断管理加算			年	月		33		
32	遠隔画像診断			年	月		34又は35		
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影			年	月		36		
34	CT撮影及びMRI撮影			年	月		37		
35	冠動脈CT撮影加算			年	月		38		
35 თ 2	血流予備量比コンピューター断層撮影			年	月		37 0 2, 52		
35 თ 3	外傷全身CT加算			年	月		38		
36	心臓MRI撮影加算			年	月		38		
36თ1თ2	乳房MRI撮影加算			年	月		38		
36თ1თ3	小児鎮静下MRI撮影加算			年	月		38		
36の1の4	頭部MRI撮影加算			年	月		38		
36の1の5	全身MRI撮影加算			年	月		38		
36თ2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算			年	月		38の2		
36თ3	外来後発医薬品使用体制加算			年	月		38 <i>0</i> 3		
37	外来化学療法加算 1			年	月		39		
37	外来化学療法加算 2			年	月		39		
37	連携充実加算			年	月		39の2		
37თ2	無菌製剤処理料			年	月		40, 4		
38				年	月		41, 44 <i>0</i> 2		
39				年	月		41, 44の2		
40	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
40の2				年	月		42, 4402		

		A			\neg	1	1# P /=1:=		
施設基準通知	名 称	今回 届出	既届出			算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))		
41	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
42	運動器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
42の2	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
43	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
44	呼吸器リハビリテーション料 (I)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
45	呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2		
45の2	摂食機能療法 (摂食嚥下支援加算)			年	月		43の6の2, 44の2		
46	難病患者リハビリテーション料			年	月		43, 44 <i>0</i> 2		
47	障害児(者)リハビリテーション料			年	月		43, 44 <i>0</i> 2		
47の2	がん患者リハビリテーション料			年	月		43の2, 44の2		
47 の 3	認知症患者リハビリテーション料			年	月		43の3, 44の2		
47の3の2	リンパ浮腫複合的治療料			年	月		43の7		
47の4	集団コミュニケーション療法料			年	月		44, 44 <i>0</i> 2		
47の5	歯科口腔リハビリテーション料 2			年	月		44の4		
47の6	経頭蓋磁気刺激療法			年	月		44 <i>0</i> 8		
47の7	通院・在宅精神療法(児童思春期精神科専門管理加算)			年	月		44の5		
47の7	通院・在宅精神療法(療養生活環境整備指導加算)			年	月		44の5の2		
47の8	救急患者精神科継続支援料			年	月		44の6		
48	認知療法・認知行動療法			年	月		44 <i>0</i> 3		
48の1の2	依存症集団療法			年	月		44の7		
48 <i>の</i> 2	精神科作業療法			年	月		45, 4		
49	 精神科ショート・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4		
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4		
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4		
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4		
53	精神科ナイト・ケア			年	月		46, 4		
54	精神科デイ・ナイト・ケア			年	月		46, 4		
54 の 2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症 治療指導管理料に限る。)			年	月		46 <i>0</i> 3		
55	重度認知症患者デイ・ケア料			年	月		47, 4		
55の2	精神科在宅患者支援管理料1又は2			年	月		47 <i>0</i> 2		
55の2	精神科在宅患者支援管理料3			年	月		別添2の2		
56	医療保護入院等診療料			年	月		48		
56の2	処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2,48の2の2, 48の3,48の4,4 (基本別添7)13の4		
56თ2თ2	静脈圧迫処置 (慢性静脈不全に対するもの)			年	月		48 <i>o</i> 5		
	多血小板血漿処置			 年	月		48 の 7		
	硬膜外自家血注入			 年	月		52, 48 0 6		
-	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)			 年	月		49		
	エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの)			 年	月		49 <i>0</i> 2		
	人工腎臓			 年	月		87の4, 2の2, 49の3		
	下肢末梢動脈疾患指導管理加算			 年	月		49の3の2		
	人工膵臓療法			 年	月		4, 2404		
	磁気による膀胱等刺激法			 年	月		49の4		
	心不全に対する遠赤外線温熱療法			 年	月		49の4の2, 52		
	歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの)			 年	月		4906, 4, 4907		
	手術用顕微鏡加算			- + 年	月		49Ø8		
	口腔粘膜処置			+ 年	月				
0,004000	·····································				71		サジシンジ		

+/- =n. ++		今回	E	 既届出		算定	様式(別添 2
施設基 準通知	名称	届出				しない	(又は別添2の2))
57の5	う蝕歯無痛的窩洞形成加算			年	月		50
57の6	CAD/CAM冠			年	月		50の2
57の7	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算			年	月		50 <i>0</i> 3
57 の 8	皮膚悪性腫瘍切除術(センチネルリンパ節加算を算定する 場合に限る。)			年	月		50 0 4, 52
57の8の2	皮膚移植術(死体)			年	月		87の6, 52
57の9	組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場合に限る。)			年	月		50 <i>の</i> 5
57の9の2	処理骨再建加算			年	月		50 <i>0</i> 5 <i>0</i> 3, 52
57 の 9の3	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体) (同種骨移植(特殊なものに限る。)))			年	月		50の5の2
57の10	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)			年	月		50 0 6, 52
57の11	後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)			年	月		52, 87 0 7
57の12	椎間板内酵素注入療法			年	月		50 の 7
58	腫瘍脊椎骨全摘術			年	月		51, 52
58 の 2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算			年	月		51 の 2, 52
58 の 3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算			年	月		51 の 3
59	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。) 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺			年	月		52, 54
60	激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換 術 頭蓋内電極植込術(脳深部電極によるもの(7本以上の電			年 	月		25
60 <i>0</i> 2	極による場合)に限る。)			年 ———	月		25 <i>0</i> 3
600)20)2	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術			年	月		53
60 ග 3	治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))			年	月		52, 54 の 2
	内皮移植加算			年	月		54の2の2
60の4	羊膜移植術			年	月		52, 54 0 3
60の5	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレート のあるもの))			年	月		52, 54 0 4
-	緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるも			年	月		52, 54 0 8
60の7	南族的自和極を含む明丁体切除的(吸内内代貌を用いるもの) の)			年	月		52, 54 0 5
60の8	網膜再建術			年	月		52, 54 0 6
61	人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植 術及び植込型骨導補聴器交換術 			年	月		52, 55
61の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)			年	月		52, 54 0 7
	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)			年	月		52, 56 0 7
61の2の3	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術			年	月		52, 56 0 7
61の2の4	喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの) 工頭月ルル州 (月移動で仕り物口に限る。) (国内お原以			年	月		52, 87 0 5
61 <i>0</i> 3	外の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を 伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限			年	月		52, 56
61の4の2	顎関節人工関節全置換術(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)			年	月		56 0 8
61の4の3	顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。)			年	月		56の8
61の4の4	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上 皮小体)腺腫過形成手術			年	月		52, 56 の 4
61の4の5	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 56 0 4
	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)			年	月		38
61 <i>の</i> 5	乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は 乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限 る。)			年	月		52, 56 の 2
61 <i>0</i> 5	る。) 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))			年	月		52, 56の5
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)			50の5			
61の6の2	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 0 22

		今回	F	II P		算定	 様式(別添 2
施設基 準通知	名 称	届出		既届出		しない	(又は別添2の2))
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 0 8
61の7の2	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合 併切除を伴うもの)に限る。)			年	月		52, 56 0 6
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 の 17
62	同種死体肺移植術			年	月		57
62の2	生体部分肺移植術			年	月		52, 58
62の2の2	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			年	月		52, 87の10
62の2の3	燃厚绘下食 黄重烘暖道手纸 由排绘手纸用去控燃架去用1			年	月		52, 87の10の2
62の2の4	内視鏡下筋層切開術			年	月		52, 58 0 2
62の2の5	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)			年	月		87 の 9
63	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			年	月		52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術			年	月		52, 87 0 11
63 <i>0</i> 3	経カテーテル大動脈弁置換術			年	月		52, 59 0 2
63 の 4	経皮的僧帽弁クリップ術			年	月		52, 87 の 12
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術			年	月		52, 59 の 3
63の5の2	不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る。) 経皮的カテーテル心筋焼灼術における磁気ナビゲーション			年 	月		52, 59の3の2
03070	加算			年	月		52, 59 0 4
64	経皮的中隔心筋焼灼術			年	月		52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交			年	月		24, 52
66	岡心室ベースメーガー移植術及び岡心室ベースメーガー交換術 極いとでは、 種心型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈			年	月		52, 61
67	<u> 電極坂去術 </u>			年	月		52, 62
67 <i>0</i> 2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室 ペーシング機能付き植込型除細動器交換術			年	月		52, 63
68	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)			年 ——	月		24
68 <i>0</i> 2	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)			年	月		52, 87 <i>0</i> 13
69	補助人工心臓			年	月		52, 64
69 <i>0</i> 2	小児補助人工心臓			年	月		52, 64 <i>0</i> 2
70の2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)			年	月		52, 65の3
71	同種心移植術			年	月		57
72	同種心肺移植術			年	月		57
	骨格筋由来細胞シート心表面移植術			年 ——	月		65 <i>0</i> 3 <i>0</i> 2
	経皮的下肢動脈形成術 中担結下下時熱脈瘤不全穿通抹切離術			年 ———	月日		65 <i>0</i> 3 <i>0</i> 3
72 <i>0</i> 3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術			年	月		52, 65の4 52, 65の4の2, 別添2の
	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)			年	月		2
	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術			年	月		52, 65 <i>0</i> .5
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術			年	月		52, 65の5
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するも			年	月		52, 65 <i>0</i> 5
72の7の2	<u>の</u>)			年 	月	52, 65 0 8	
	腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) 腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる			年	月		52, 87 <i>0</i> 14
72の7の4	場合)			年	月		52, 87 0 14
	腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月	52, 87 0 14	
	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)			年	月		52, 65 の 6
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術			年	月		52, 87の15

施設基	名 称	今回 届出	I	既届出		算定 しない	様式(別添2(又は別添2の2))			
準通知 72の9	 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以			——— 年	月		52, 65の7			
73	上)を伴うものに限る。) 体外衝撃波胆石破砕術			 年	月		66			
	腹腔鏡下肝切除術			 年	月		52, 66 0 2			
	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術			 年	月		52, 87 0 16			
74	生体部分肝移植術			 年	月		•			
75	工作的分析1多個的 同種死体肝移植術			 年	月		52, 67 57			
	体外衝擊波膵石破砕術		П	 年	月		57 66			
				 年	月		52, 67 <i>0</i> 2			
75 0 3	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用			 年	月		52, 67 <i>0</i> 2 <i>0</i> 2			
	いる場合) 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術			 年	月		52, 67 <i>0</i> 2 <i>0</i> 3			
-	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用い			 年	月		52, 67 <i>0</i> 2 <i>0</i> 3			
76	る場合) 同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術			- 年	月		57			
	同種死体膵島移植術			- 年	月		52. 57 0 2			
	生体部分小腸移植術			+ 年	月		52, 87 <i>0</i> 17 <i>0</i> 2			
	工作的分介物を指列 同種死体小腸移植術				月		57			
	中性死体小肠移植物 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術			+ 年	月		52, 67 <i>0</i> 3			
	腹腔鏡下小切開副腎摘出術			+ 年	月		52, 65Ø5			
-	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用い			+ 年	月		52, 87 0 18			
	る場合) 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術			 年	月		66			
	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5			
				——— 年	月		68 <i>0</i> 2			
77/02/02	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる			 年	月		52, 68Ø3			
77の3の3	もの) 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場			 年	月		52, 68 0 4			
77の4	(合) 同種死体腎移植術			 年	月		57			
	生体腎移植術			年	月		52, 69			
	一 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			 年	月		52, 65 <i>0</i> 5			
	膀胱水圧拡張術			 年	月		52, 69 0 2			
77の8				年	月		52, 65 <i>0</i> ,5			
	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術			 年	月		52, 69 0 3			
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用い			年	月		52, 69 <i>0</i> 5			
77の10	る場合) 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術			 年	月		52, 69 0 3			
-	人工尿道括約筋植込・置換術			 年	月		69 0 4			
	焦点式高Iネルギー超音波療法			年	月		52, 70			
	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 71			
78თ2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 0 5			
	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)			年	月		52, 71の1の2			
78の2の3	いるもの) 腹腔鏡下仙骨膣固定術			 年	月		52, 71 0 1 0 3			
	腹腔鏡下仙骨膣固定手術(内視鏡手術用支援機器を用いる 場合)			年	月		52, 71の1の4			
78 の 3	場合) 腹腔鏡下膣式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる 場合)			年	月		52, 87 თ 19			
				年	月		52, 71 0 2			
	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)			年	月		52, 71 0 2			
	 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手 術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 71 <i>0</i> 5			
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術			年	月		52, 71 0 3			
78თ5	胎児胸腔・羊水腔シャント術	口口年月					52, 71 0 4			
78თ5თ2	無心体双胎焼灼術(一連につき)			年	月		52, 71 0 4			
78 <i>0</i> 5 <i>0</i> 3	├────────────────────────────────────			年	月		52, 71 0 4			

施設基	Ø ₩	今回 届出	B	无届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
準通知	名 称	伸山				しない	(人は別派と切と))
78の6	医科点数表第2章第10部手術の通則4(性同一性障害の患者に対して行うものに限る。)に掲げる手術			年	月		52, 87 の 20
79の2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4, (基本別添7)13の4
79の3	胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を 含む。)			年	月		43の4, 43の5
79の4	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術			年	月		87 の 23
80	輸血管理料 I			年	月		73
80	輸血管理料Ⅱ			年	月		73
80	輸血適正使用加算			年	月		73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算			年	月		73
80 ග 2	コーディネート体制充実加算			年	月		87 の 21
80 ග 3	自己生体組織接着剤作成術			年	月		73の2
80თ3თ2	自己クリオプレシピテート作製術(用手法)及び同種クリ オプレシピテート作製術			年	月		73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算			年	月		73 の 3
80 ග 5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算			年	月		43の4, 43の5
80の5の2	凍結保存同種組織加算			年	月		52, 73 0 5
80თ6	歯周組織再生誘導手術			年	月		74
80თ7	手術時歯根面レーザー応用加算			年	月		50
80 0 8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術			年	月		74 の 3
80 ග 9	歯根端切除手術の注 3			年	月		49 <i>0</i> 8
80 <i>ග</i> 10	口腔粘膜血管腫凝固術			年	月		74の4
80 の 11	レーザー機器加算の施設基準			年	月		49 <i>の</i> 9
81	麻酔管理料(I)			年	月		75
81の2	麻酔管理料(Ⅱ)			年	月		75
81の3	歯科麻酔管理料			年	月		75 の 2
82	放射線治療専任加算			年	月		76
82 の 2	外来放射線治療加算			年	月		76
82 ග 3	遠隔放射線治療計画加算			年	月		76 の 2
83	高エネルギー放射線治療			年	月		77
83 ග 2	1 回線量増加加算			年	月		77
83 0 3	強度変調放射線治療(IMRT)			年	月		52, 78
83 ග 4	画像誘導放射線治療加算 (IGRT)			年	月		78 <i>0</i> 2
83 ග 5	体外照射呼吸性移動対策加算			年	月		78 <i>0</i> 3
84	定位放射線治療			年	月		79
84の2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算			年	月		78 <i>0</i> 3
84の2の2	粒子線治療			年	月		52, 79の1の2
84の2の3	粒子線治療適応判定加算			年	月		79の1の3
84の2の4	粒子線治療医学管理加算			年	月		79の1の3
84の2の5	画像誘導密封小線源治療加算			年	月		78の2
84 ග 3	保険医療機関間の連携による病理診断			年	月		79の2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術 中迅速病理組織標本作製			年	月		80
84 ග 5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅 速細胞診			年	月		80
84 ග 6	デジタル病理画像による病理診断		口 口 年 月				80 <i>0</i> 2
84 の 7	病理診断管理加算	口口年月					80 0 2
84 ග 8	悪性腫瘍病理組織標本加算	口口年月					80の2
84 ග 9	口腔病理診断管理加算		□ □ 年 月				80 0 3
85	クラウン・ブリッジ維持管理料			年	月		81
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			Т	/ 1	J	J 1

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
86	歯科矯正診断料			年	月		82
87	顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに 限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)			年	月		83
88	調剤基本料			年	月		84
89	調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準			年	月		87 <i>0</i> 2
92	地域支援体制加算			年 月			7の3, 87の3の2, 87の3の3
93	後発医薬品調剤体制加算			年	月		87
95	無菌製剤処理加算			年	月		88
96	在宅患者調剤加算			年	用		89
97	薬剤服用歴管理指導料 4 (情報通信機器を用いた服薬指導)			年	月		91
98	特定薬剤管理指導加算 2		□ 年 月				92
100	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料			年	月		90

※様式2、6、7の4、7の5、13の5、24の2、65、65の2、68、72、73の4、74の2、86は欠番。

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

		()	調剤基本料	 1						
	当該保険薬局におけ	()	調剤基本料	2						
	調剤基本料の区分 参考」を踏まえ、いず	()	調剤基本料	∤3-イ						
	参考]を踏まえ、いり かに○を付ける)	()	調剤基本料	∤3 — ¤						
707		()	特別調剤基	本料(調	剤基本料の「	注 2 」)				
2 5	冨出の区分(該当する項									
	新規指定に伴う新規届は	出(遡及指定	とが認められ	る場合を除	余く)					
				指定日	令和	年	月 日			
	新規指定に伴う届出()	遡及指定が訓	忍められる場	合)						
	調剤基本料の区分変更に	こ伴う届出								
	その他 ()				
					□あり					
3	調剤基本料の注1ただし		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(様式 87 σ)2の添付:	が必要)			
	(医療資源の少ない地域	に附任する	保険染同)		□なし					
4 1	保険医療機関と不動産取	引等その他	の特別な関係	の有無(特別調剤基本料	·関係)				
特	別な関係を有する保険圏	 돌療機関名 ^注	1		名称:					
	1 アからエまでのいずれ;			合に記載	□病院	□診療所	Ť			
	アー保険医療機関と不動	動産の賃貸係	昔取引		□なし	ロあり ^注	2			
	イ 保険医療機関が譲	 り渡した不重	 動産の利用		□なし	 □あり ^注	2			
	ウ 保険薬局が所有すん	る設備の貸与			□なし	口あり				
	エー保険医療機関によっ	る開局時期の	 D指定		□なし	□あり ^注	2			
注	2 病院と平成 28 年 10 月	1日以降に関		医局との間で	・ ・ア・イ又はエの	関係がある	場合、若			
	しくは診療所と平成30年									
	合を除く。)との間でア、・					л <i>а</i> тт <u>с</u> с	C 0 0 -89			
	<u>ローグループ内の処方箋</u>									
	口所属していない(個店)									
ア	薬局グループへの所属	属の有無			→ 「6」へ					
					口所属して	いる				
1	所属するグループ名									
ゥ	1月当たりの同一グル	ープ内の処	方箋受付回数	女の合計			-			
_(1)						回			
エ	特定の保険医療機関と	の不動産の	賃貸借取引(の有無	□なし	ロあり				

6	処方	箋の受	付回数	及び	集中率	等										
其	明間:	年	Ξ	月	~	年	月	(ケ	月間(2)					
(1)全	:処方箋:	受付回	数等												
	ア 🖆	È処方箋	受付回	回数	(③)										I	□
	イ フ	アのうち (1))	、主 <i>t</i> :	こる伊	保険医療	機関か	らの処フ	5 箋受	付回	数					ſ	回
	ウ ヨ	i たる保	:険医療	퇏機 関	 名											
	エ タ	D 方箋集	中率	(%)	(⑤)										(%
(2)同	一建物	内にあ	る保	と険医療	機関の	有無等	(調剤	基本	料 2	関係)					
,	ア 同	司一建物	内の値	呆険區	医療機関	の有無					ロなし ロあり	\rightarrow	Γ(3	3)] ~	`	
	イ 同	司一建物	内の係	保険圏	医療機関	数 (⑥))								施	設
	ウィ	(の保険	医療機	幾関カ	いらの処	方箋受付	付回数0)合計	(7))					[回
(3)主	たる保	険医療	機関	が同一	のグル-	ープ内の	他の	保険	薬局の	の有無等(间角	基本	料 2	関係)	
	ア゠゙	主たる保	 険医 療	療機 [関が同一	-である	グルー	プ内の	他の	D保	□なし	\rightarrow	記載	終了		
	険薬	薬局の有	無								口あり					
		主たる保 薬局数(療機	関が同一	-である	グルー	プ内の	他の	の保					施	設
	-	イの保険 受付回数		-		る保険	医療機	関から	の気	 迈方					[回
	I (4と9を	合計し	したり	処方箋 受	· 付回数	(110)								[回

(参考)

調剤基本料の区分については、以下のAからDに基づき判定し、表の「1」に該当する区分にOをつける。ただし、実績が判定されるまではそれぞれの項目について、該当しないものとして取り扱う。

A 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局への該当性(表の「3」の「あり」に☑)

該当 →調剤基本料1に該当

該当しない → Bへ

- B 特別調剤基本料への該当性
 - ・保険医療機関と特別な関係にない (表の「4」でいずれも「なし」に☑) → C へ
 - ・保険医療機関と特別な関係があり(表の「4」のいずれかの「あり」に2)、かつ、処方箋 集中率(表の⑤)が 70%を超える

該当 →特別調剤基本料に該当

該当しない → Cへ

- C 調剤基本料3への該当性
 - ・薬局グループに所属していない (表の「5」のアの「所属していない (個店)」に \square) $\rightarrow D-1$ \land
 - ・同一グループの1月当たりの処方箋受付回数(表の①)が、
 - · 3万5千回以下 → D 1へ
 - ・3万5千回を超え、4万回以下 → C 1へ
 - ・ 4 万回を超え、40 万回以下 → C 2 へ
 - ・40 万回を超える → C 3 へ
- C-1 グループ内の1月当たりの処方箋受付回数:3万5千回を超え、4万回以下
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 イに該当
 - ・保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に②)
 - ・処方箋集中率(表の⑤)が95%を超える
 - いずれにも該当しない → D 1 へ
- C-2 グループ内の1月当たりの処方箋受付回数:4万回を超え、40万回以下
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 イに該当
 - 保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に「☑」)
 - 処方箋集中率(表の⑤)が85%を超える
 - ・いずれにも該当しない →D-1へ

- C-3 グループ内の1月あたりの処方箋受付回数:40万回を超える
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 口に該当
 - 保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に「☑」)
 - ・処方箋集中率(表の⑤)が85%を超える
 - ・いずれにも該当しない → D 1 へ
- D-1 調剤基本料 2 への該当性①
 - ・1 つの保険医療機関からの 1 月あたりの処方箋受付回数 (表の④): 4,000 回を超える 該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 2 へ
- D-2 調剤基本料2への該当性②
 - ・同一建物内に保険医療機関がない (表の「6」の(2)のアの「なし」に「☑) →D-3へ
 - ・同一建物内に保険医療機関がある(表の「6」の(2)のアの「あり」に「☑)
 - ・当該保険医療機関からの1月当たりの処方箋受付回数(表の⑦/②):4,000回を超える
 該当 →調剤基本料2に該当
 該当しない → D 3 へ
- D-3 調剤基本料2への該当性③
 - ・主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局がない (表の「6」の(3)のアの「なし」に「☑))
 - \rightarrow D 4 \sim
 - ・主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局がある(表の「6」の(3)のアの「あり」に「☑))
 - ・当該保険医療機関からの 1 月当たりの処方箋受付回数の合計(表の⑩/②): 4,000 回を超える

該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 4 へ

- D-4 調剤基本料2への該当性④
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料2に該当
 - 1月当たりの処方箋受付回数(表の③/②)及び処方箋集中率(表の⑤)がそれぞれ、
 - ・4,000回を超え、かつ、70%を超える
 - ・2,000回を超え、かつ、85%を超える
 - ・1,800回を超え、かつ、95%を超える

いずれにも該当しない →調剤基本料1に該当

[記載上の注意]

- 1 「2」については、保険薬局の新規指定(遡及指定が認められる場合を除く。)の場合は、指 定日の属する月の翌月から3ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が調剤基本料1から変更に なる場合は届出が必要になることに注意する。
- 2 「2」については、「その他」に☑を記入した場合は、理由を記載する。
- 3 「2」については、令和2年度改定に伴い新たに区分変更の届出を行う場合には、「その他」 に☑を記入し、「令和2年度改定に伴う届出」と記載する。
- 4 「3」については、注1ただし書に該当する保険薬局の場合においては、「あり」に☑ を記入し、様式87の2を添付する。
- 5 「4」については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発 0305 第3号 以下「特掲診療料施設基準通知」という。)の別 添1の第 90 により判断する。
- 6 「5」については、グループ内で統一したグループ名を記載すること。また、1月当たりの処方箋受付回数の合計は、当年2月末時点でグループに属している保険薬局の③/②の値(小数点以下は四捨五入)を合計した値を記載すること。
- 7 「5」のエについては、特掲診療料施設基準通知の別添1の第88の2の(9)により判断する。
- 8 「6」については、処方箋の受付回数は次の処方箋を除いた受付回数を記載する。
 - ア 時間外加算、休日加算若しくは深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋
 - イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時 等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋(ただし、在宅患者訪問薬剤管理指導料の処 方箋については、単一建物診療患者が1人の場合の処方箋については受付回数の計算に 含める。)
 - ウ 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の基となる調剤に係る処方箋 (ただし、単一建物居住者が1人の場合の処方箋については受付回数の計算に含める。)
- 9 「6」の⑤については、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族の処方箋を除外 した上で、④/③にて算出する。
- 10 「6」の⑥について、主たる保険医療機関が同一建物内にある場合は、当該保険医療機関を含めた数を記載する。また、⑦については、④を含めて記載する。

様式87の2

調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準に係る届出書

1 基本診療料の施設基準等の別表第6の2に所在する保険薬局 ⁻	である	
2 全処方箋の受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの 期間: 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)	受付回数及びそ	の割合
ア 1月あたりの平均処方箋受付回数		
イ 主たる医療機関に係る処方箋の集中率		%
ウ 主たる保険医療機関名		
 許可病床数(病院の場合のみ記載)		 床
	□該当	□ 非該当
3 当該保険薬局の所在する中学校区における医療機関の情報		
保険医療機関名		(病院のみ記 載)
(1)		床
(2)		床
(3)		床
(4)		床
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		
(9)		
(10)		
	□ あり	
4 特定の区域内の許可病床数 200 床以上の医療機関の有無 	ロ あり	<u> </u>
○ 17 € ♡ ≦ 垓 [7] ♡ 床 渓 ≦ 1歳 [5] 銰		

[記載上の注意]

- 1 「1」については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の別添3の別紙2を参照すること。
- 2 「2」については、調剤報酬点数表の区分番号 00 に掲げる調剤基本料に係る届出書添付書類に準じるものとする。
- 3 「3」の保険医療機関名については、当該保険薬局が所在する中学校区内に所在しているすべての保険医療機関名と許可病床数を記載すること。ただし、病院以外の保険医療機

関については許可病床数の記載は不要とする。

- 4 「4」及び「5」については、原則として、「特定の区域内」は当該保険薬局の所在する中学校区として記載する。ただし、「2」の主たる保険医療機関が当該保険薬局の所在する中学校区内に所在しない場合でも、当該保険医療機関に係る処方箋の集中率が70%以上である場合は、当該保険医療機関は特定の区域内にあるものとして記載する。
- 5 当該届出にあたっては、当該保険薬局の所在する中学校区の地名がわかる資料を添付する。

地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類 (調剤基本料1以外を算定する保険薬局用)

1	保険薬局の常勤薬剤師数			
	週 32 時間以上勤務する保険薬剤師数 (①)	人		
	週 32 時間に満たない保険薬剤師の常勤換算数 (②)	人		
	常勤換算した保険薬剤師数(①+②)	人		
2	各基準の実績回数			
※以下の(1)から(9)までの9つの基準のうち8つ以上を満たす必要がある。				
薬	発剤師1人当たりの基準(1年間の各基準の算定回数) 期間: 年 月 ~ 年 月	各基準に常勤 換算した保険 薬剤師数を乗 じて得た回数	保険薬局にお ける実績の合 計	
	(1)時間外等加算及び夜間・休日等加算(400回/人)	回	回	
	(2)麻薬の調剤回数(10回/人)	回	回	
	(3)重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投 薬・相互作用等防止管理料(40回/人)	回	回	
	(4)かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包管 理料(40回/人)	回	回	
	(5)外来服薬支援料(12回/人)	回	□	
	(6)服用薬剤調整支援料(1回/人)		0	
	(7)単一建物診療患者が 1 人の場合の在宅患者訪問薬剤 管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在 宅患者緊急時等共同指導料、介護保険における居宅 療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費 (12 回/人)	0	0	
	(8)服薬情報等提供料等(60回/人)	□	□	
保険薬局当たりの基準		保険薬局における実績の合計		
	(9) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定 制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多 職種と連携する会議の出席回数(5回/保険薬局)		回	

[記載上の注意]

- 1 「1」の「常勤薬剤師数」は届出前3月間の勤務状況に基づき、以下により算出する。
 - ・当該保険薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする。
 - ・当該保険薬局における実労働時間が週32時間に満たない保険薬剤師は、以下により算出する。

当該保険薬局における週32時間に満たない保険薬剤師の実労働時間の合計(時間/3月) 32(時間/週)×13(週/3月)

- 2 「1」の②の計算については、小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで求める。
- 3 「2」の合計算定回数欄には当該保険薬局が「2」に記載されている期間における、それぞ

れの実績の合計を記載すること。

- 4 「2」の(1)から(8)の実績の範囲は以下のとおり。
 - (1) ①時間外等加算:調剤料の「注 4」の時間外加算、②夜間・休日等加算:調剤料の「注 5」の夜間・休日等加算
 - (2) 麻薬の調剤回数:調剤料の「注3」の麻薬を調剤した場合に加算される点数
 - (3) ①重複投薬・相互作用等防止加算 (薬剤服用歴管理指導料の「注 4」、かかりつけ薬剤師 指導料の「注 3」)、②在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
 - (4)①かかりつけ薬剤師指導料、②かかりつけ薬剤師包括管理料
 - (5) 外来服薬支援料
 - (6)服用薬剤調整支援料:服用薬剤調整支援料1及び2
 - (7)以下における、単一建物診療患者に対する算定実績。なお、在宅協力薬局として連携した場合や同等の業務を行った場合を含む(同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く)。
 - ①在宅患者訪問薬剤管理指導料、②在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、③在宅患者緊急時等共同指導料、④介護保険における居宅療養管理指導費、⑤介護保険における介護予防居宅療養管理指導費
 - (8) 服薬情報等提供料及びそれに相当する業務の算定実績。なお、「相当する業務」とは、 以下の①から⑤をいう。
 - ①薬剤服用歴管理指導料の「注7」の特定薬剤管理指導加算2、②薬剤服用歴管理指導料の「注9」の吸入薬指導加算、③薬剤服用歴管理指導料の「注10」の調剤後薬剤管理指導加算、④服用薬剤調整支援料2、⑤かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者に対し、①から④に相当する業務を実施した場合
- 5 「2」の(9)については、出席した会議の名称(具体的な名称がない場合は、その内容を簡潔に説明することで差し支えない。)及び参加日のリストを別に添付すること。なお、出席した会議が複数ある場合、最大でも10までの記載とすること。
- 6 届出に当たっては、様式87の3を併せて提出すること。

在宅患者調剤加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出 口あり				
2 開局時間以外の時間における調剤応需体制の整備状況 口あり				
3 在宅業務実施体制に係る周知の状況				
(周知方法)(対応方法に☑をすること。)				
口 薬局機能情報提供制度を通じて周知している。				
口 地域の薬剤師会を通じて周知している。				
口 その他(具体的に記入)			
4 在宅業務に必要な体制の整備状況				
在宅業務に関する職員等研修の実施実績及び計画 口あり				
外部の学術研修の受講 口あり				
5 医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況 口あり				
6 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実施状況(届出時の直近一年間)				
期間: 年 月 ~ 年 月				
在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実施状況				
算定回数: 回 (実施患者数:)				
在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険)				
算定回数: 回 (実施患者数:)				
居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(介護保険)				
算定回数: 回 (実施患者数:)				
	J			
7 麻薬小売業者免許証の番号				

[記載上の注意]

- 1 「2」については、開局時間以外の時間における調剤応需体制について患者等に交付する文書(他の保険薬局と連携の場合にはその名称・所在地・電話番号等を記載)の見本を添付すること。
- 2 「3」については、在宅業務実施体制に係る周知先の名称、及びその周知方法等を記載すること。
- 3 「4」については、当該保険薬局における職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること。
- 4 「6」の算定回数については、届出時の直近1年間で在宅患者訪問薬剤管理指導料及び居宅 療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を合算して計10回以上であること。